

# 弥富市 森林整備計画

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 令和 8 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 8 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

(令和 8 年 3 月 日変更)

愛 知 県  
弥 富 市

# 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他の必要な事項	2
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	2
2	天然更新に関する事項	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	5
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2	保育の種類別の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	6
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	6
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	7
3	その他必要な事項	7
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	7
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	7
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	7
第8	その他必要な事項	7

III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	8
2	その他必要な事項	8
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	8
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	8
3	林野火災の予防の方法	8
4	森林病虫害の駆除等のための火入れをする場合の留意事項	8
5	その他必要な事項	8
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	8
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	9
2	生活環境の整備に関する事項	9
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	9
4	森林の総合利用の推進に関する事項	9
5	住民参加による森林の整備に関する事項	9
6	その他必要な事項	9

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

弥富市は、愛知県の南西部に位置し、気候は温暖であるが、夏期多雨で冬期乾燥型である。年間の降水量は1,218mmで、県平均とほぼ同じである。

総面積4,818haのうち、民有林面積は約9haで、市全体に占める割合は僅か0.2%である。また、これらの森林は全て県の所有地となっている。

本市における森林の成り立ちは全国的にも珍しく、昭和34年の伊勢湾台風以降広大な葦原・沼地となっていた鍋田東干拓の一角を、昭和43年に農林省から各種公共施設用地として県が買収し、その一部を水鳥等の生息地の確保を図る施設として造成整備されたものであり、渡り鳥の中継地で全国でも有数の野鳥の宝庫として知られている。海拔0～4mの平坦地にあるため、この地域の環境変化を考慮して、園周囲に幅50～150mの緑地帯として造成され、昭和56年7月に地域森林計画対象民有林として位置づけられた。

造成森林であるため、全て人工林であるが、その樹種は前述の造成目的からマツ、広葉樹を主体とした林分となっている。

また、当該森林は、地域森林計画における5つの機能区分のうち、生活環境保全機能及び保健文化機能は高い。

近年、当該森林を含む野鳥園は、野鳥保護のための施設としてのみならず地元の市民や近隣市町村、県外からの来園者の憩いの場となるなど、その重要性が益々高まっている。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

身近な自然や渡り鳥等野鳥とのふれあいの場として適切に管理され、また、これらの生物が将来にわたって存在していく場として整備されている森林であって、地域住民の保健・レクリエーションの場として整備されている森林。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

当該地域の森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備する。具体的には、保健保安林としての要件を遵守し、適切な間伐・択伐を行い、天然更新等により一定以上の密度のある森林状態を維持することとする。また、必要に応じて広葉樹の植栽を行う。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表のとおりである。

	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
弥富市	40年	45年	40年	40年	20年

※ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、当該保健保安林の指定施業要件に従い択伐により行うものとする。

なお、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）の立木の伐採方法等に関する事項に留意するものとする。

#### 3 その他必要な事項

保健・レクリエーションの場としての機能の維持管理を図るうえから、枯損木等の除去、補植等を適宜行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の成長を妨げないものに関しては、保残に努めるものとする。

### 第2 造林に関する事項

#### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽が必要な森林について行う。

### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、実のなる木、鳥の糞害に強い木、保護樹帯として効果のある木等々、常に樹林帯として多様な森林が形成されるよう選定するものとする。

また、造成後出現してきた樹林内の天然生の樹木については、当該地の気候、土壌条件等最も適した環境の結果から生育してきたものであるため、その更新補助育成にも配慮した作業に努める。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	マテバシイ等広葉樹 郷土樹種	人工造林時には弥富野鳥園において現地調査を行い最終決定することが望ましい。

### (2) 人工造林の標準的な方法

#### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

標準的な植栽本数は、1 ha あたり 3,000 本とする。

当該地は、野鳥の営巣、渡り鳥の中継地点として役割が大きいため、鳥の糞害等により、更新が困難な場合がある。その際には、野鳥園および県職員等と相談の上、適切な樹種・植栽本数・植栽時期を定めることとする。

#### イ その他人工造林の方法

参考として標準的な方法を次表に示すこととする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵え	全刈り筋刈りを原則とするが、幼樹、健全木の保全等に留意するものとする。
植付け	樹木の成長を考慮し、均等になるよう植え付けるものとする。適宜施肥を行う。
植栽	植栽樹種の成長に適した時期に植栽する。

苗木等はコンテナ苗等を活用し、効率的な植栽を行う。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への

影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

森林の維持管理及び林地の荒廃防止の観点から、主伐後はできるだけ早期に更新を完了するものとする。

## 2 天然更新に関する事項

当該地の前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、現在、主要樹種として繁茂しているマテバシイ等広葉樹の天然更新を期待するものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マテバシイ等シイ類 トウネズミモチ クスノキ ヤマモモ ニセアカシア
ぼう芽による更新が可能な樹種	マテバシイ等シイ類 クスノキ ヤマモモ

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際は、次表の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種名	樹高	胸高直径	ヘクタール当り本数
マテバシイ クスノキ 等	30cm 以上 1.3m 未満		10,000
	1.3m 以上	4 cm 未満	6,700
		4 ~ 5 cm	6,000
		5 ~ 6 cm	5,200
		6 cm 以上	4,400

## イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育が、ササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、管理目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとする。

## ウ その他の天然更新の方法

天然更新の完了は、更新樹種の樹高が0.5m以上になった時点で期待成立本数に10分の3を乗じた本数が確保されていることを確認して行うものとする。その際の成立本数が適切でない場合は植栽による更新を図ることとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(2)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽するものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 該当なし。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令

## の基準

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数は、2の(2)の期待成立本数とし、成立させるべき本数は10分の3を乗じた本数とする。

## 5 その他必要な事項

該当なし。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の生長度合い等を勘察し、適切な時期、方法により実施するものとする。

なお、伐採年度毎に間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度については、当該保健保安林の指定施業要件に従って行うものとする。

### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の植生状況、立木の生長度合いを勘察し、下刈りについては、植栽木が下草から抜け出るまで、つる切りについては、つるの繁茂の状況に応じて、除伐については、樹木の生長を阻害したり林相の多様性、園の維持管理上支障となる樹種の整理等、また枝打ちについては、病虫害等の発生を予防するため必要に応じて適期に適切に実施するものとする。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を次のとおり定める。

弥富市 1 林班

イ 施業の方法

当該地域の森林は、野鳥園として、憩いと学びの場および野生生物の生息地、野鳥の営巣・中継地としての場を提供する森林としての機能を十分発揮するための施業を行う必要がある。具体的には、天然更新を主体とした複層林への誘導を主眼におき、不要木の除去、下草の刈り取りなどを行う。また、必要に応じて、保安林指定施業要件に適した伐採を行いマテバシイなどの郷土樹種の植栽を行う。

**2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法**

該当なし。

**3 その他必要な事項**

該当なし。

**第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

該当なし。

**第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

該当なし。

**第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

該当なし。

**第8 その他必要な事項**

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

設定なし。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

##### 2 その他必要な事項

該当なし。

#### 第2 ・ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

該当なし。

##### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

当該地域は野鳥園として整備されている地域のため、野鳥の糞害による木本の枯死がしばしば見受けられる。枯死に対する特別な被害対策はないが、枯死木の伐採等整理を行い、天然更新等による後継樹種の導入により、森林としての機能を保持・増進させるものとする。

##### 3 林野火災の予防の方法

弥富野鳥園内は全園禁煙だが、人の出入りによる森林火災が懸念されるので、防火思想の啓発、防火訓練等により防火対策に十分配慮する。

##### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れをする場合の留意事項

該当なし。

##### 5 その他必要な事項

該当なし。

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし。

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当なし。

#### (2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし。

#### (3) その他

該当なし。

### 6 その他必要な事項

当該森林を含む野鳥園は、野鳥保護のための施設としてのみならず、地元市民や近隣市町村、県外からの来園者の憩いの場にもなっている。

今後、益々周辺地域の環境の変化が進み、森林に対する住民のニーズが以前にも増して多様化するものと考えられる。このため、当該森林を適切に保全するとともに、森林としての機能を保ちながら自然散策等の拠点となるような森林整備等を実施するものとする。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

## 参考資料 目次

- 1 人口及び就業構造
  - (1) 年齢別人口動態
  - (2) 産業部門別就業者数等
- 2 土地利用
- 3 森林転用
- 4 森林資源の現況等
  - (1) 保有形態別森林面積
  - (2) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積
  - (3) 民有林の齢級別面積
  - (4) 保有山林面積規模別林家数
  - (5) 作業路網の状況
  - (6) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
- 5 市町村における林業の位置づけ
  - (1) 産業別総生産額
  - (2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額
- 6 林業関係の就業状況
- 7 林業機械等設置状況
- 8 林産物の生産概況

付属参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	(100.0)	21,489	21,783	6,400	3,291	3,109	6,813	3,451	3,362	9,738	5,056	4,682	10,928	5,376	5,552	9,393	4,315	5,078
	平成27年	(100.0)	21,554	21,715	5,894	3,045	2,849	6,702	3,471	3,231	9,145	4,747	4,398	10,402	5,227	5,175	11,126	5,064	6,062
	令和2年	(99.4)	21,465	21,560	5,298	2,678	2,620	6,953	3,670	3,283	7,854	4,172	3,682	11,540	5,920	5,620	11,380	5,025	6,355
構成比 (%)	平成22年	100.0	49.7	50.3	14.8	7.6	7.2	15.7	8.0	7.8	22.5	11.7	10.8	25.3	12.4	12.8	21.7	10.0	11.7
	平成27年	100.0	49.8	50.2	13.6	7.0	6.6	15.5	8.0	7.5	21.1	11.0	10.2	24.0	12.1	12.0	25.7	11.7	14.0
	令和2年	100.0	49.9	50.1	12.3	6.2	6.1	16.2	8.5	7.6	18.3	9.7	8.6	26.8	13.8	13.1	26.4	11.7	14.8

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。  
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。  
 3. 総計の計の( )内には隔年時の比率を記入する。  
 4. 平成18年に旧弥富町と旧十四山村が合併

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	20,200	919	1	100	1,020	5,790	0	13,390
	平成27年	21,028	834	1	77	912	6,137	0	13,979
	令和2年	21,532	806	1	49	856	6,114	0	14,562
構成比 (%)	平成22年	100.0	4.5	0.0	0.5	5.0	28.7	0.0	66.3
	平成27年	100.0	4.0	0.0	0.4	4.3	29.2	0.0	66.5
	令和2年	100.0	3.7	0.0	0.2	4.0	28.4	0.0	67.6

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。  
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

2 土地利用

	年次	総土地面積 (ha)	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数 (人)	平成22年	4,892	1,680	1,555	119	6	9	9			
	平成27年	4,892	1,394	1,295	95	4	9	9			
	令和2年	4,892	1,371	1,283	85	3	9	9			
構成比 (%)		100.0	28.0	26.2	1.7	0.1	0.2	0.2			

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
 2. 年次は、結果が発表されている最近3回の調査年次とする。  
 3. 「林野面積」について調査が行われていない年次は空欄とする。  
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。  
 5. 1970年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外の(野草地)」は「原野」として取り扱うこととする。  
 6. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

### 3 森林転用

年次	総数	工場・事業 場用地	住宅・別荘 地用地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成22年 平成27年 令和2年	ha	該当なし					

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
2. 年次は、結果が発表されている最近3回の調査年次とする。

### 4 森林資源の現況等

#### ①保有形態別森林面積 (令和6年4月1日)

保有形態	総面積		立木地			人工林率
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)
総数	ha	%	ha	ha		%
9.19	100	9.19	9.19			100
国有林						
計	9.19	100	9.19	9.19		100
都道府県有林	9.19	100	9.19	9.19		100
市町村有林						
財産区有林						
私有林						

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計して記入する。  
2. 官公造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に( )書きで内数として記載するとともに部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。  
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

#### ②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積 該当なし

#### ③民有林の齢級別面積 (令和6年4月1日)

齢級別区分	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
民有林計	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
9.19							9.19
人工林	9.19						9.19
天然林							
(備考)	マツ13%、広葉樹87%						

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林利源構成表)を参考として、記入する。  
2. 備考欄には、主要樹種別の面積比率を記入する。

#### ④保有山林面積規模別林家数 該当なし

#### ⑤作業路網の状況 該当なし

#### ⑥計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
広葉樹・マツ	12	1・イ

5 市町村における林業の位置づけ

①産業別総生産額 (単位:百万円)

内 訳	(A) 総生産額	114,864
	第1次産業	1,572
	うち林業(B)	6
	第2次産業	40,156
	うち木材・木製品製造業(C)	8,638
	第3次産業	73,136
	B+C/A	7.5%

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。  
これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額 (令和6年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	158	4,905	2,190,424
うち木材・木製品製造業(B)	16	347	149,653
B+C/A	10.1%	7.1%	6.8%

(注) 1. 再近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含ま

6 林業関係の就業状況 (平成22年4月1日現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
製材業				
木材業	2	4	4	
合計	2	4	4	

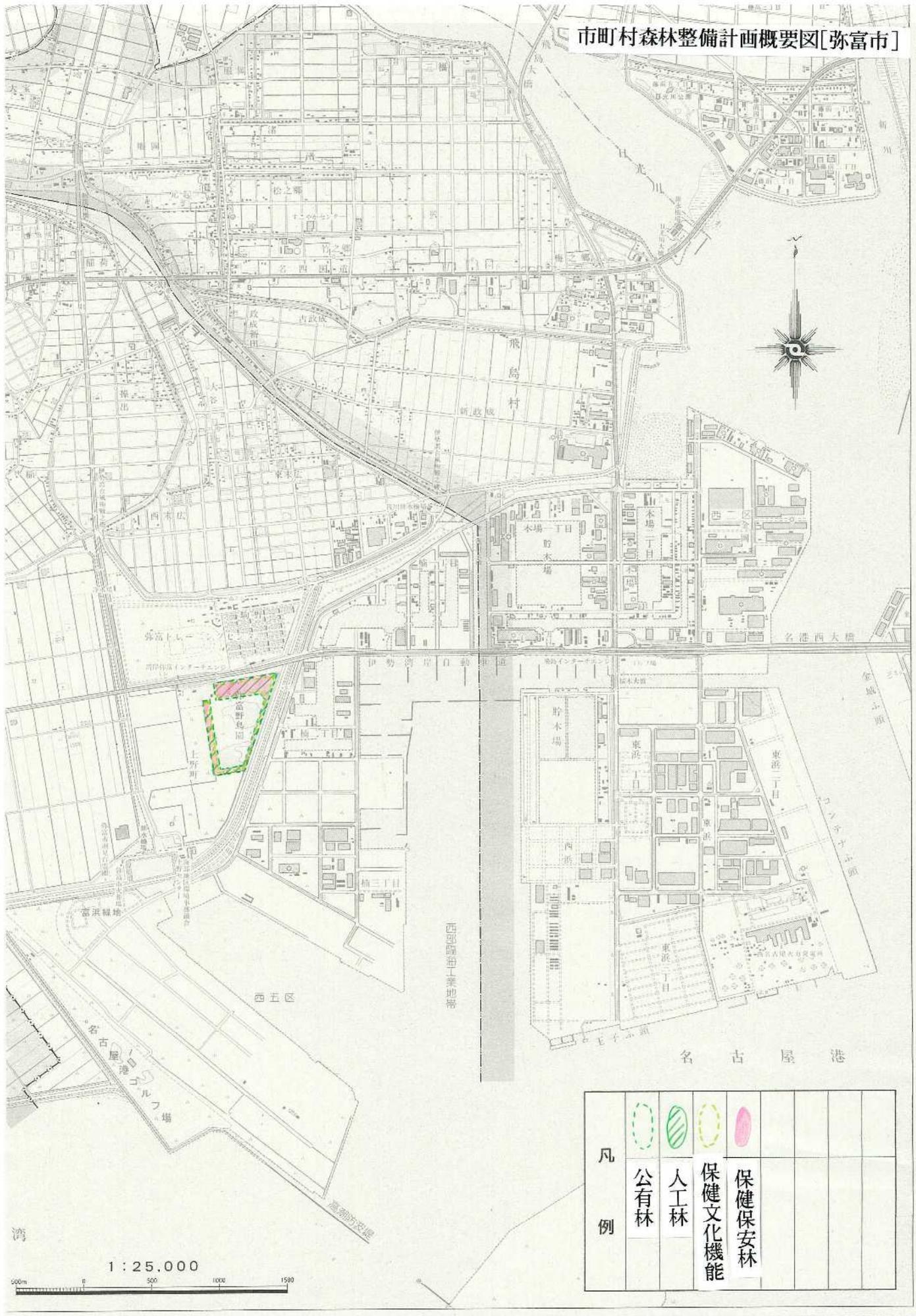
7 林業機械等設置状況

該当なし

8 林産物の生産概況

該当なし

市町村森林整備計画概要図[弥富市]



凡								
例	公有林	人工林	保健文化機能	保健保安林				

1 : 25,000

